

# ネットやゲームの「より良い使い手」になるために

～この夏、しっかりと考えて使う機会にするために～

熊本市立五福小学校 校長 本田 裕紀

もうすぐ、子どもたちが待ちに待った夏休みが始まります。今年度も新型コロナウイルスの影響もあり外出しづらい中で、家で過ごす時間も長くなるかと思えます。スマートフォンや携帯電話、ゲーム機などを使う時間が増え、**ちょっとしたきっかけでトラブルに巻き込まれる可能性**もあります。**特に、インターネットに関するトラブルは、気が緩みがち**



**な夏休みに事件・事故等が多く発生**しています。

学校でも、日頃の授業など、各学年等で情報モラルに関連する指導を行っていますが、情報機器の特性を踏まえた上で、ぜひ、お子さん方と話題にしていただければと思います。

以下に、総務省より出されている「インターネットトラブル事例集（2022年度版）」より、実際に起きた事例について一部を紹介します。

★事例集の詳細も掲載、動画コンテンツなどもあって分かりやすい！

総務省「上手にネットと付き合おう！安心・安全なインターネット利用ガイド」はこちら！

[https://www.soumu.go.jp/use\\_the\\_internet\\_wisely/](https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/)



コロナ禍で見えてきた！？

## 1. ネットの使い方についてあらためて見直してみよう

**メリットや気をつけたいことは、アプリやサービスによって違う**

人が集まることや、リアルなコミュニケーションが難しいタイミングも多く、非対面のできるオンライン○○・リモート○○をはじめ、利用頻度が上がったものや新たな利用方法がどんどん増えています。以下に一例を挙げましたので、それぞれの特徴や利用の際の注意点などを話し合ってみましょう。

<p><b>学び</b></p> <p>オンライン授業 オンラインセミナー オンラインレッスン オンタイム家庭教師 オンライン指導</p>	<p><b>会話</b></p> <p>SNS チャット メッセージアプリ ビデオ通話</p>	<p><b>買い物</b></p> <p>ネット通販 プリマ ネットスーパー 電子決済</p>	<p><b>情報収集</b></p> <p>ニュースサイト 検索サービス SNS</p>
<p><b>趣味・娯楽</b></p> <p>オンラインゲーム 動画 見逃し配信 ライブ配信 電子コミック VRスポーツ観戦 バーチャル旅行 (オンラインツアー)</p>	<p><b>食生活</b></p> <p>ネットで注文 ・デリバリー ・テイクアウト オンライン食事会 ※孤食/黙食</p>	<p><b>その他</b></p> <p>オンライン診療 オンライン面接 リモートワーク (テレワーク) オンライン会議 リモート研修</p>	

※1人で黙って食べるため、動画などのネットの画面を見ながら食事をする人が増えたようです。

【ちょっと解説！】いわゆる「コロナ禍」によって私たちの生活は大きく変わりました。便利・簡単になった反面、**一歩間違えると大変なことになるものも多くなるように感じます。**

新しいサービスを使う時は、ついその便利な面だけを見てしまいがちです。**その後ろにある注意点を子どもと一緒に考えるだけでも、より良い使い手になる第一歩となります。**


実際に合った相談から使い方を考える

## 2. 動画配信に関する3つの処方せん

**相談1: 投げ銭や音楽等の購入で高額な請求が...**

クレジットカードに心当たりのない高額請求があり、問い合わせたら、ライブ配信アプリの課金だった——こんな相談が寄せられています。

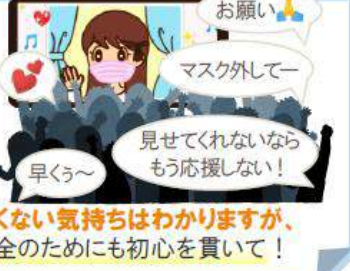
ライブを見ながらおひねり(チップ)を渡す「**投げ銭**」機能が使える**配信サービスもあり、金額は100円程度～数万円までさまざま**です。そのため、気づけば驚くほど高額になっている可能性もありますが、**そもそもクレジットカードは名義人以外の勝手な利用は許されていません**。カード決済もキャリア決済も、保護者がしっかりと管理しましょう。



**相談2: 視聴者から顔を見せてほしいと言われる**

SNSで動画配信関連のつぶやきを投稿していたら、フォロワーから「**ライブやって♡**」と言われて配信にチャレンジ。マスク姿で配信していたら、視聴者から「**絶対カワイイ! 顔を見せてよ!**」といったお願いが寄せられるようになり、迷った挙句、応じてしまうケースもあります。

**承認欲求は誰にでもあり、自分を認めて応援してくれる人を失いたくない気持ちはわかりますが、要求はエスカレートする可能性も**。顔見せNGと決めて始めたなら、安全のためにも初心を貫いて!




**相談3: 18歳未満ですが動画配信やライブ配信をしたい、収入を得たい**

小学生の場合、多くの配信サービスでアカウントが作れません(13歳以上が対象)。保護者のアカウントでも、保護者同伴が配信条件というところもあります。動画配信で世界一稼ぐアメリカの男の子も、**アカウント管理、撮影、配信、収益管理などは、全て保護者**が行っているそうです。

中学・高校生は青少年保護の観点から、**配信年齢、配信時間、収益(年齢制限や上限)など配信サービスごとに決まりがあるので、きちんと調べてしっかり守ること**。収入には契約が伴い、「**年齢を偽る=契約違反**」です。規約で18歳未満NGとなっているなら、18歳まで待ちましょう。

撮影も公開も自分が責任を持たなきゃ



【ちょっと解説!】コロナ禍で有名人も続々と動画配信を始め、動画配信で有名になった方がテレビに登場するなど、動画配信は私たちにとって非常に身近なものとなりました。また、私たちも簡単に動画を配信できるようになり、人気者になれるチャンスになっています。多くの人に反応してもらって有名になることを「バズる」と言うようにもなりました。

ただし、上の文章にもあるように多くの動画配信サービスは、13歳以上がアカウントを作成してよいという利用規約があります。この場合、**小学生が子どもだけでアカウントを作って動画配信をするのは「利用規約違反」**です。動画がバズって人気者になれるチャンスがある反面、配信をする人はすべて、有名人と同じ「責任」と「義務」を追うことになります。「デジタルタトゥー(ネット上に一度書いた情報は半永久的に残る)」という言葉もありますが、**「その配信・投稿をして良いか?」を考えた言動をしないと、後で大変な目に遭ってしまいます**。今一度、どうするべきかを考えた言動をしてほしいです。

### ★「フィルタリング啓発チラシ」のお知らせ

熊本県(くらしの安全推進課)より、フィルタリングと家庭のルールに関するお知らせのチラシが出されています。

情報機器を使うルールは、各ご家庭でも決めていらっしゃると思いますが、ルールを定期的に見直すことも大切です。次ページからのチラシをご覧ください、各ご家庭で話し合われてみてはいかがでしょうか?





©2010熊本県くまモン

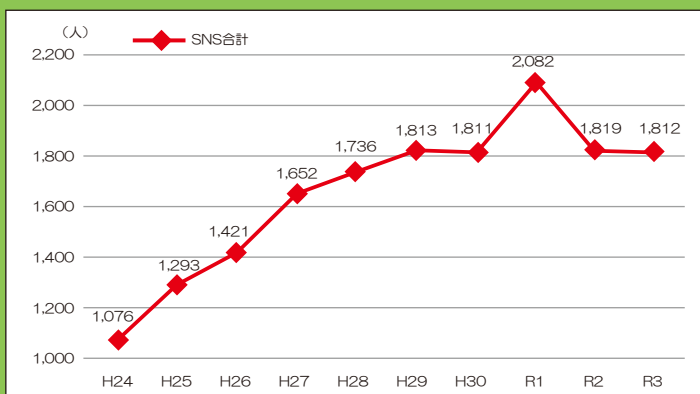
# フィルタリングと 家庭のルールで 子供を守りましょう



全国や県内でも、SNSに関連した事件は後を絶ちません。  
フィルタリングによる有害情報の閲覧制限と、家庭のルールを作って  
しっかり守ることで、被害を未然に防ぎましょう。

## SNSに起因する事犯の被害少年数（全国）

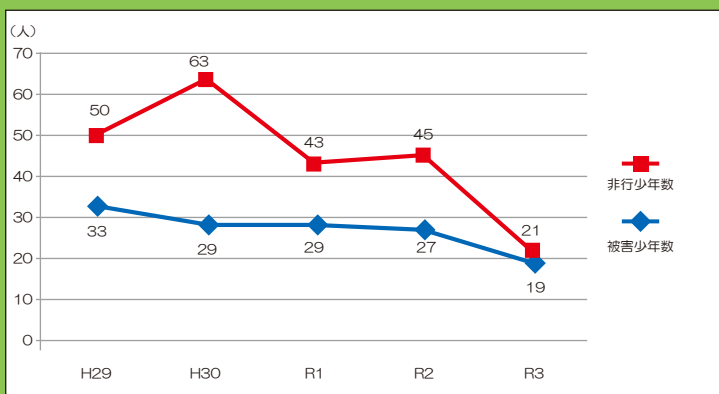
※ 各年（1月～12月）ごとの推移



## SNS等に起因する福祉犯の被害少年と インターネット利用の非行少年数（熊本県）

※ 各年（1月～12月）ごとの推移

※ 福祉犯とは、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう。  
※ 統計数値については、県外居住の少年を含む。



※ 引用元 熊本県警察ホームページ

携帯電話販売店等は、契約者や使用者が少年の場合、フィルタリングサービスの必要性や内容を説明し、契約する携帯電話等にフィルタリングを設定することが義務付けられています。

**フィルタリングは、携帯電話契約時に店頭で設定可能です。**



子供が携帯電話やゲーム等を利用するのに関し、利用時間を管理したり位置情報を確認できる**ペアレンタルコントロール機能**も活用しましょう！

### 家庭でのルール作りの一例

- 知らない人とやり取りをしない
  - ネットで知り合った人と会わない
  - 午後〇時以降は使わない
  - 会員登録や課金は保護者に相談する
  - 個人情報を書き込まない
  - 人の悪口を書き込まない
  - 恥ずかしい写真を撮らない、送らない、送らせない
- 等

～ルールは家庭で話し合っ作り、守れているかも確認しましょう～

## 有害情報から子供を守るのは保護者の義務です！

# 熊本県警察との「少年のフィルタリング普及等に関する協定書」に基づく調査結果

令和3年度中に、熊本県警察から報告のあったSNSに起因して少年の福祉を害する犯罪の被害少年は**23人**で、うち、**20人**はフィルタリングをしていませんでした。以下は、フィルタリングをしていなかった少年からの聞き取り結果です。

Q. SNSで知らない人と知り合うことに不安はありませんでしたか

A. 少し不安…16人、不安…1人、不安はなかった…3人

Q. SNSで犯人と知り合ったきっかけは何ですか

A. 自分のアカウント等をインターネット上に公開したところ、犯人等から連絡がきた…15人 等

Q. なぜ、犯人と連絡をとったのですか

A. 話を聞いてくれるため…12人、異性への好奇心…5人 等

Q. フィルタリングをしない代わりに保護者とのルールはありますか

A. 信用されているのでルールはない…11人 等



- ✓ 少年の多くは、不安を感じながらも犯人と知り合い被害に遭っています。
- ✓ 子供への信用を理由に「フィルタリングをしない、ルールを作らない」は危険です！



熊本県少年保護育成条例では、少年に児童ポルノ等の自撮り画像を要求する行為を禁止しています。

違反した場合は、30万円以下の罰金が科せられます。

## 条例で禁止される行為

- 少年に拒まれたにもかかわらず、少年自身の児童ポルノの提供を求めること
- 少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させる方法により、少年自身の児童ポルノの提供を求めること
- 少年に対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、少年自身の児童ポルノの提供を求めること

熊本県警察のYouTubeをご紹介します！

SNSに起因する子供の非行や被害防止を目的とした広報啓発用動画「ゆっぴーと学ぼう！！ あんしんネットスクール」が制作されていますので、ご覧になり家庭や学校でお役立てください。

(熊本県警察ホームページ)

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/police/60156.html>



QRコードからも  
検索することができます。

## 熊本県少年保護育成条例のお問合せ先

〒862-8570 熊本中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県環境生活部県民生活局くらしの安全推進課 青少年班

熊本県少年保護育成条例

検索

TEL 096-333-2294